議案第9号

羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部を改正する条例の 制定について

羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

市長公室において所管する生活文化情報センターに関する事務について、更なる適正な運営の確保とともに、効率的かつ効果的な事務執行に資するよう、教育委員会事務局生涯学習室へ所管を変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市立生活文化情報センター条例(平成 12 年羽曳野市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「市長」を「羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同条第3号中「市長」を「委員会」に改める。

第5条第1項第5号中「第4号」を「前各号」に改める。

第8条中「市長」を「委員会」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新

(指定管理者による管理)

- 第2条 <u>羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>は、センターの管理に関する事務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 前 2 号に掲げる業務のほか、<u>委員会</u>が特 に必要と認める業務
- 第3条・第4条 省略

(利用の承認の取消し等)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、 指定管理者は、センターの利用の承認を取り消 し、その利用を制限し、又は停止することがで きる。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、指定管理者 が管理上やむを得ない事由があると認めると き。
- 2 省略
- 第6条・第7条 省略

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センター に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。

以下省略

 \Box

(指定管理者による管理)

- 第2条 市長は、センターの管理に関する事務の うち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する 条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第 2号に規定する指定管理者をいう。以下同 じ。)に行わせることができる。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 前 2 号に掲げる業務のほか、<u>市長</u>が特に 必要と認める業務
- 第3条・第4条 省略

(利用の承認の取消し等)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、 指定管理者は、センターの利用の承認を取り消 し、その利用を制限し、又は停止することがで きる。
 - (1)~(4) 省略
 - (5) <u>前 4 号</u>に掲げるもののほか、指定管理者 が管理上やむを得ない事由があると認めると き。
- 2 省略
- 第6条・第7条 省略

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センター に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。

以下省略